

# 事業系一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業務委託仕様書

## (主旨)

第1条 この仕様書は湯布院病院（委託者、以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託を行う事業系一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業務（以下「委託業務」という。）が適正かつ円滑に行われるため、必要な事項を定めるものとする。

## (ごみの種類)

第2条 委託業務の対象となる一般廃棄物は、可燃ごみ、生ごみ及び古紙・段ボール、産業廃棄物はプラスチック類、瓶・缶・ペットボトル、甲が指定する危険物・有害物（以下「ごみ」という。）とし、甲が作成したごみ収集計画に従い排出されたものとする。

前項のうち、甲が指定する危険物・有害物はライター、スプレー缶、ガス缶、廃乾電池、水銀温度計を指す。ただし本品目は、ごみの減量化、再資源化及び適正処理等の理由により指定品目の追加・削除を行う場合がある。

## (委託期間、区域等)

第3条 委託業務の対象となる期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とし、区域は湯布院病院内とする。

## (収集方法)

第4条 ごみの収集方法はステーション方式とする。ただし、ボランティア清掃等によるごみの収集方法については、甲が別に指示する。

甲の病院という特殊性により、ごみ庫周辺にて早朝リハビリ等の運動を実施することから、事故等未然に防止する為、収集は、開始を午前7時00分から終了を午前8時00分とし、処理施設への搬入は開場時間を厳守すること。

危険物・有害物の収集にあたっては通常の燃やせないごみと混同せず、搭載コンテナ、もしくは別車両等で収集し、発火事故等の防止に努めること。同様に甲の排出されるごみについては、可燃ごみと瓶、缶・ペットボトル、廃プラスチック等 個別の上記4車以上で回収しなければならない

ごみ収集にあたっては周囲の美化・環境の保持に努め、収集後はステーションの清潔保持に努めること。

ステーションの増設、異動等収集に関する事項の申し出については、甲の申し出に対して真摯に応じるものとする。

## (収集日)

第5条 ごみの収集日は甲との協議の上、乙の作成するごみ収集計画表による。

前項にかかわらずボランティア清掃等により臨時に収集を行う場合は、甲が別に指示する。

## (危険物・有害物)

第6条 収集した危険物・有害物は次のとおり取り扱うこと。

- ① 危険物については可燃性ガスによる収集車火災の危険性が高いため、その混入の有無に

については収集時に十分確認の上、安全・確実な収集を行うこと。

- ② 収集した危険物については確実なガス抜きを行うこと。なおその作業にあたっては、火災に十分注意の上、火気のない場所で作業を行い、内容物が完全になくなったことを確認すること。
- ③ 有害物については、その有害物質が流出しないよう十分注意すること。

(搬送先)

第 7 条 乙が収集したごみは、大分市福宗環境センター、もしくは乙の契約した中間処理場に搬入すること。

(提出書類、報告書等)

第 8 条 乙は委託契約締結後直ちに、委託契約書を作成し甲に提出の上、承認を受けるものとする。また、その内容に変更があった場合も同様とする。  
乙は月ごとに収集運搬業務終了報告書を作成の上、甲に提出するものとする。

(事務所の設置、業務委託条件)

第 9 条 乙は由布市もしくは別府・大分市に事務所を設置するとともに、緊急時等の連絡体制を確保しなければならない。また、由布市の「一般廃棄物収集運搬業許可証」及び大分県の「産業廃棄物収集運搬業許可証」を有する者とする。

(委託業務開始前の研修及び委託業務期間終了前の引継ぎ協力)

第 10 条 乙は委託業務に従事させようとする使用人又は従業員(以下「乙の使用人等」という。)に対して、委託業務に着手するまでに十分な研修を受講させなければならない。ただし、乙が前委託に引き続いて契約を行う場合はこの限りではない。  
前項の研修に要する一切の費用は乙の負担とする。  
乙は委託期間終了前の業務引継ぎに協力しなければならない。ただし、乙が前委託に引き続いて契約を行う場合はこの限りではない。

(車両、人員、機材等)

第 11 条 委託業務の履行にあたっては、乙は由布市の定める廃棄物の処理及び清掃に関する法規を遵守するとともに、十分な人員、機材、車両等の配置をしなければならない。

収集運搬車両の仕様は次のとおりとする

- ① 収集車両には緊急連絡の対応のため、業務用無線か携帯電話を搭載しなければならない。
- ② 積載物や汚水、粉塵等が飛散流失、落下しない構造にするとともに、悪臭が漏れるおそれの無い構造とすること。
- ③ 乙の負担において自動車保険(対人無制限、対物 1,000 万円以上)に加入すること。
- ④ 車両機材は関係法令に基づく点検整備のほか、十分な日常点検及び整備を実施し、適正かつ清潔な状態を常に保持しなければならない。
- ⑤ 清掃用具等を配備すること。

甲は、乙が委託業務のために使用する車両等の機材について随時点検を行い、必要に応じて取替え又は補修を命じることができる。

乙は、通常稼動する収集車両とは別に、予備収集車両として 1 台以上の車両を確保しなければならない。

(使用人等に対する責任)

第 12 条 乙は、委託業務の履行にあたり契約書に定める関係法令及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 乙は、乙の使用人等の行う委託業務内の行為について全ての責任を負う。
- ② 乙は、乙の使用人等に対して委託業務の履行に必要な教育及び指導を行わなければならない。
- ③ 乙は、乙の使用人等に本仕様を熟知させなければならない。
- ④ 乙は、乙の使用人等の服務、言動及び車両運行に十分注意を行い、委託業務に関して市民の信頼と協力を得る努力を行わなければならない。
- ⑤ 乙は、委託業務にかかわる事故（収集車両の火災を含む）が発生した際は、甲に遅滞なくその報告を行わなければならない。
- ⑥ 前述に際して、その修理修繕費用等は乙の一切の負担としなければならない。
- ⑦ 乙は、乙又は乙の使用人等が甲の構内にて交通事故等により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において誠意をもって解決に当たるものとし、その経過や結果等を報告書により甲に遅滞なく報告しなければならない。
- ⑧ 乙は、乙の使用人等に対して年 1 回以上の安全衛生教育を実施するなど災害防止の指導監督に努めなければならない。
- ⑨ 乙は、乙の使用人等に対して、病院という特殊性について常に教育を実施し、患者様に対して礼節ある態度で臨み特に身体障害者の方に配慮することを促す。
- ⑩ 乙は、乙の使用人等に対して、甲の構内の自動車通行は、常に徐行し、通行人の安全を妨げないように周知を徹底させる。
- ⑪ 乙は、乙の使用人等に対して職務上知り得た情報その他の守秘義務を徹底させる。

(現場管理責任者等)

第 13 条 乙は、現場管理責任者を定め、その者の住所、氏名、連絡先等を書面により甲に報告しなければならない。

現場管理責任者は委託業務の指導監督、履行状況の確認、車両の運行管理及び安全運転管理等について、甲との連絡調整を行うものとする。

甲は、現場管理責任者及び乙の使用人等について委託業務の履行に著しく支障があると判断した場合、乙に対してその理由を明示したうえでその者の変更を求めることができる。

(委託業務の作業基準)

第 14 条 乙が行う委託業務の収集運搬作業（以下「収集作業」という。）の作業基準は以下に示すとおりとする。

- ① 収集開始は午前 7 時 00 分とし、収集終了はその日予定したごみの回収を終えた時点とする。なお、この時間を変更する場合は予め甲と協議を行うものとする。
- ② 収集作業にあたっては、ごみが飛散、散乱しないように努め、併せて市民との間にトラブルを招くような行為をしない。
- ③ 収集作業を行う際には、制服又は作業服を着用し、着衣を清潔に保つこと。
- ④ 収集作業に際して、いかなる理由があっても第三者に金品を要求し、または受け取ってはならない。
- ⑤ 収集作業については制限速度等の交通法規を遵守すること。

- ⑥ 収集もれや積み残し等の対応のため、収集作業中及び作業終了後においても収集及び連絡体制を確保し、甲から指示を受けた際は速やかにこれを履行すること。
- ⑦ 通院患者、市民からの苦情・要望等は誠意をもって対応し、トラブルが生じたときは速やかに甲に連絡の上指示を仰ぎ、解決に向けて迅速に対応すること。また、その処理状況については書面により遅滞なく甲に報告すること。

(災害時の対応)

第 15 条 災害発生時には、乙は甲の指示に従い最大限の努力を行うこと。

(施策への協力)

第 16 条 乙は廃棄物の減量や適正排出に関しての甲の施策、指示に協力する。

(協議)

第 17 条 この仕様に疑義が生じたとき、或いは定めのない事項が発生したときは、甲乙が協議し、これに誠実に対応するものとする。